

# 地 域 再 生 計 画

## 1 . 地域再生計画の名称

「森・水・人」をはぐくむまちづくり計画

## 2 . 地域再生計画の作成主体の名称

高知県、高知県土佐郡土佐町

## 3 . 地域再生計画の区域

高知県土佐郡土佐町の区域の一部（地蔵寺地区）

## 4 . 地域再生計画の目標

本町は、高知県中央北部、四国全体からみれば中央に位置し、東西南北それぞれ約 20km、行政面積 212.11k m<sup>2</sup>の町である。東は長岡郡本山町、西は吾川郡いの町、南は南国市、高知市、北は大川村及び愛媛県四国中央市に隣接している。町域は北部、西部及び南部の三方をいずれも 1,000m 級の山に囲まれ、町のほぼ中央部を地蔵寺川が東流し、町東部において吉野川と合流しており、これらの河川沿いに主要道路が発達し、平地には水田や集落が形成されている。

町のなりたちは古く、縄文土器、石ヤジリ、石斧、銅鐸が各所から出土している。足利時代末期から戦国時代にかけて土豪の間において戦闘がくり返され、山内家の執政になり、野中兼山の開田事業もあって現在の基礎をなしている。

昭和 30 年 3 月 31 日に土佐郡地蔵寺村、森村及び長岡郡田井村の 3 村が合併して土佐村が発足となり、その後、昭和 36 年に本山町大河内地区の西部 5 部落(下川、井尻、上津川、古味、大淵)を編入合併し、更に昭和 45 年 4 月 1 日に町制を執行し土佐町となり現在に至っている。また、全国伝統地名「旧国名」を名乗る 36 市町の 1 町である。

嶺北の林業は「藩政時代」よりヒノキを主とした優良材が上方に運送されるとともに、大阪でわが国初の木材市場が形成されるなど、銘木生産地域としての歴史がある。

しかし、その後は天然資源の枯渇による減少とともに衰退していたが、明治中期になると日本経済は発展期を迎え、木材の需要は増大し、国から民へと払い下げられた山林も木材生産の場として見直されるようにな

った。この頃から、伐採された跡地を利用して焼畑農業が始まり、雑穀収穫跡地での三極（みつまた）と杉の混植造林が盛んに行われるようになった。

こうして、戦前までは嶺北林業として基幹産業を担っていたが、戦後の国家復興のための用材として木材需用が急激に増大し、無計画な過伐が行われ、その結果、嶺北林業の礎も一部を残して消滅してしまった。このような中で、嶺北林業の復興を掌握し、国の森林造成施策を導入し、再造林はもとより、拡大造林も積極的に推進してきた。

しかし、近年においては少子高齢化・過疎化の進行（65歳以上の高齢者が37.3%を占めるとともに、過去5年間の人口が6.7%減少）が著しく、作業道路の不備による森林の手入れ不足や耕作放棄地の増加等がますます目立ってきている。

荒廃する森林環境の保全・活用など、森林を取り巻く状況は日々深刻な問題となってきており、このような状況を打開するために、町では本事業の交付金を活用することにより、山林へのアクセスを改善し、諸問題に歯止めをかけたいと考えている。

現在、計画的な森林経営の展開を目指した「森の工場づくり推進事業」の展開や、NPO団体による地元の木材の普及を目的とした活動や川上から川下への木材搬出と環境整備活動などが行われてきているため、このような活動と道路整備が連携することにより、さらなる活性化とより多くの住民の参加を促すことができる。また、同時に当該林道付近の集落を結ぶ町道も整備することにより、広範囲での各種活動の普及が期待される。

当計画においては、このような従来の林業としての森林だけでなく、1.環境の森（森）2.水源の森（水）3.交流の森（人）とする取り組みを図り、「森・水・人」のつながりある里づくりを目指すこととする。

（目標1）国道439号線からの車両通行の利便性向上

町道および林道の車両通行所用時間の15分短縮

・ 林道起点から終点までの所要時間

現状 25分

目標 10分

（目標2）利水地域との交流の活発化

交流人口の10%増加

- ・ 道の駅土佐さめうらの来場者数
  - 現状 30148人（平成16年調べ）
  - 目標 33200人

（目標3）森林施業新規就労者の開拓

森林施業従事者数の10%増加

- ・ 林業労働者数
  - 現状 87人（平成15年度調べ）
  - 目標 96人

5. 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

平成16年度に林野庁採択により実施した「林道東石原線」の改良を継続して行い、町においては1.5車線化を図り、特に狭小で危険な箇所を改良を進めることにより、農林産物の物流の効率化を図る。他地域との更なる交流の拡大のための効率的道路ネットワーク構築を目指す。

町道平石線 昭和61年6月26日 町道認定

林道東石原線 平成16年4月1日 地域森林計画に掲載

（5-2）法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[ 施設の種類（事業地域）、事業主体 ]

- ・ 町道（土佐町） 土佐町
- ・ 林道（土佐町） 土佐町

[ 事業期間 ]

- ・ 町道（平成18年度～21年度）
- ・ 林道（平成17年度）

[ 整備量及び事業費 ]

- ・ 町道 6.5km          林道 1.9km

・ 総事業費

町道 3億円（うち交付金1億5千万円）

林道 2千9百万円（うち交付金1千4百50万円）

### (5-3) その他の事業

#### 各種団体との連携

- ・ NPO 法人との連携による森林受益者、消費者との交流および森林施業の重要性の周知

- ・ 事業期間 平成 17 年度～21 年度

#### 森の工場づくり推進事業との連携

- ・ 林業生産地において効率的な基盤整備（団地化）を進め、計画的な森林経営の展開を促進し、安定した雇用と低迷する中山間地域の活性化を図る。

- ・ 事業期間 平成 19 年度～21 年度

### 6 . 計画期間

平成 17 年度～21 年度

### 7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4.に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に事業主体により目標達成状況の調査および評価を行い、改善すべき事項の検討を行う。

### 8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし